

有料職業紹介 返戻金制度

当社の紹介により就職した者が、入社後2ヶ月以内に本人の責めによる事由により解雇、または自己都合により退職した場合、退職した時期に応じて、求人者から受領した紹介手数料の一部を求人者に返金するものとする。

退社時期	返還する紹介手数料
入社から1ヶ月未満	50%
入社から1ヶ月以上2ヶ月未満	30%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責めに帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

許可番号 08-ユ-300371

株式会社ハートリンク